

第10章 教員免許更新制により有効期限を超過し、 免許状が失効した者の再授与申請について

1 教員免許更新制の導入及び目的

教員免許更新制は、平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月から導入されたものであり、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指したもの。

2 教員免許更新制の概要

- (1) 平成21年4月1日以降に初めて教員免許状を授与された者の教員免許状（以下「新免許状」という。）に10年間の有効期間が付された。
- (2) 平成21年3月31日以前に授与された教員免許状及び当該免許状所持者に対し平成21年4月1日以降に授与された免許状（以下「旧免許状」という。）にも更新制の基本的な枠組みが適用され、免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者である都道府県教育委員会の確認を受けなければならない期限として、修了確認期限が設定された。
- (3) 有効期間満了の日又は修了確認期限の2年2月前から2月前までの間に、30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に更新の申請を行わなければ、免許状は効力を失うこととされた。
- (4) 旧免許状所持者で、生年月日が昭和30年4月1日以前の者（栄養教諭免許状所持者を除く。）には、教員免許更新制が適用されず、免許状更新講習の受講・修了の必要がない。

3 教員免許更新制の発展的解消

グローバル化や情報化の進展、オンライン研修の拡大や研修の体系化の進展など、教師の研修を取り巻く環境の変化を受け、令和の日本型学校教育を実現するこれからの「新たな教師の学びの姿」を実現するため、令和4年5月の改正教育職員免許法の成立により、令和4年7月1日をもって教員免許更新制が発展的に解消されることとなった。

4 教員免許更新制の発展的解消に伴う免許状の効力及び手続

教員免許更新制の発展的な解消に伴い、令和4年7月1日以降の免許状の効力等については、次のとおり取り扱うこととされた。

		①新免許状	②旧免許状	
			修了確認期限時に現職教員の場合	左記以外の場合
有効期限を超過した免許状の扱い	効力	失効	失効	有効
	手続	再授与申請を要する	再授与申請を要する	手続不要

5 有効期限を超過したことにより「失効」となった普通免許状に係る再授与申請手続

(1) 申請先

「失効」となった普通免許状に係る再授与申請の申請先については、

ア 現在居住している都道府県の教育委員会

イ 「失効」となった普通免許状を授与した都道府県教育委員会

のいずれかに申請が可能。

上記イに申請する場合、次の(2)に掲げる書類の提出が省略可能となる場合があるので、あらかじめ当該都道府県教育委員会のホームページ等により確認の上、申請手続を行うこと。

○北海道教育委員会における「免許状の有効期限が経過し、「失効」した免許状に係る再授与申請手続」に係るホームページのURL

<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ksi/menkyo/koushinsei021007.html>

(2) 申請にあたって必要な書類

188～190ページ「普通免許状の再授与申請に当たり必要な書類」を参照のこと。

※ 免許法別表第1、別表第2及び別表第2の2により授与された免許状及び当該免許状を基礎免許状として、別表第3から別表第8まで等に基づく教育職員検定により授与された免許状の両方が失効している場合に、それぞれの免許状について、同時に再授与申請を行うことは可能。

(3) 再授与申請を行うことができない場合（「教科に関する講習」を修了して授与された高等学校教諭普通免許状（情報）又は（福祉）に限る。）

教育職員免許法等の一部を改正する法律（平成12年法律第29号）附則第2項及び附則第3項においては、平成12年7月1日時点で特定の教科の高等学校教諭免許状を有する者であって、情報又は福祉の教科に関する講習を修了したものに情報又は福祉の高等学校教諭免許状を授与できることとされているところ、当該者の免許状が失効した場合にあっては、同法附則第2項及び附則第3項の適用対象外となることから、当該規定に基づく情報又は福祉の高等学校教諭免許状の再授与申請はできない。

普通免許状の再授与申請に当たり必要な書類

申請書類		申請の区分	様式 番号	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5
				新たな免許状 の申請	保健師免許証 による養護教 諭2種免許状 の申請	保健師又は看 護師の免許を 有し、養護教 諭養成機関在 学による申請	教員資格認定 試験の合格に よる申請	実習担任の免 許状の申請 (上級免許状 の申請の場合 は区分7)
		手数料(北海道収入証紙)		3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	5,000円
A	教育職員免許状授与申請書		細-様式1	○	○	○	○	
B	教育職員検定及び教育職員免許 状授与申請書		細-様式2					○
C	基礎 資格 関等 すに る 証 明 書	1	学位又は大学在学等に 関する証明書	△※				△
		2	基礎となる教育職員免 許状の写し又は教育職 員免許状授与証明書	△				
		3	教員資格認定試験の合 格証書				○	
		4	保健師の免許証の写し		○	△		
		5	看護師の免許証の写し			△		
		6	栄養士免許証又は管理 栄養士免許証の写し	△				
D	学力に関する証明書		規-様式2の1 ~2の4	○※	○※	○※		△
E	実務に関する証明書		規-様式3の2	△※				○※
F	人物に関する証明書		細-様式3					○
G	身体に関する証明書		細-様式4					○
H	履歴書		細-様式5					○
I	介護等の体験に関する証明書			△※				
J	高等学校の卒業証明書				○※			
K	最終出身学校の卒業証明書							○
L	最終出身学校の成績証明書							○
M	戸籍抄本			△	△	△	△	△
N	収入証紙貼付用紙		収-様式1	△	△	△	△	△
O	返信用封筒			△	△	△	△	△
P	有効期限を経過した免許状の原本 (紛失した場合は教育職員免許状授 与証明書)			○	○	○	○	○

注) 表中の「○」は必ず添付する書類であり、「△」は必要に応じて添付する書類である。

「※」は北海道教育委員会から授与された教員免許状の有効期限が超過し、その効力を失効させた者が、北海道教育委員会に対して再授与申請を行う場合に限り、省略可能な書類である。

なお、詳細は、「5 必要に応じて添付する書類(△印)」(129P)を参照すること。

様式番号の記号	
規	… 教育職員免許法施行規則に定める様式
細	… 教育職員免許法施行細則に定める様式
収	… 北海道収入条例施行規則事務取扱要領に定める様式

普通免許状の再授与申請に当たり必要な書類

申請書類	申請の区分	様式 番号	区分6	区分7	区分8	区分9	区分10	
			通信士・技術士又は海技師の資格による申請	教員の経験年数による上級免許状の申請	他の教科の免許状の申請	教員の経験年数による他の学校種の免許状の申請	学校栄養職員の経験による栄養教諭免許状の申請	
手数料（北海道収入証紙）			5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	
A	教育職員免許状授与申請書	細-様式1						
B	教育職員検定及び教育職員免許状授与申請書	細-様式2	○	○	○	○	○	
C	基礎 資 格 等 に 関 する 証 明 書	1	学位又は大学在学等に関する証明書		△			△
		2	基礎となる教育職員免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書		○	○	○	△
		3	無線通信士、無線技術士又は海技師の資格の写し	○				
		4	栄養士免許証又は管理栄養士免許証の写し					○
D	学力に関する証明書	規-様式2の1 ~2の4		○	○	○	○	
E	実務に関する証明書	規-様式3の2	○※	○※		○※	○※	
F	人物に関する証明書	細-様式3	○	○	○	○	○	
G	身体に関する証明書	細-様式4	○	○	○	○	○	
H	履歴書	細-様式5	○	○	○	○	○	
I	介護等の体験に関する証明書							
J	高等学校の卒業証明書		○					
K	最終出身学校の卒業証明書							
L	最終出身学校の成績証明書							
M	戸籍抄本		△	△	△	△	△	
N	収入証紙貼付用紙	収-様式1	△	△	△	△	△	
O	返信用封筒		△	△	△	△	△	
P	有効期限を経過した免許状の原本 (紛失した場合は教育職員免許状授与証明書)		○	○	○	○	○	

注) 表中の「○」は必ず添付する書類であり、「△」は必要に応じて添付する書類である。

「※」は北海道教育委員会から授与された教員免許状の有効期限が超過し、その効力を失効させた者が、北海道教育委員会に対して再授与申請を行う場合に限り、省略可能な書類である。

なお、詳細は、「5 必要に応じて添付する書類（△印）」（129P）を参照すること。

様式番号の記号	
規	… 教育職員免許法施行規則に定める様式
細	… 教育職員免許法施行細則に定める様式
収	… 北海道収入条例施行規則事務取扱要領に定める様式

普通免許状の再授与申請に当たり必要な書類

申請書類		申請の区分	様式番号	区分1 1	区分1 2	区分1 3	
				保育士の経験による幼稚園教諭免許状の申請	特別支援学校自立教科の免許状の申請(検定によらない)	特別支援学校自立教科の上級免許状の申請(検定による)	
手数料(北海道収入証紙)				5,000円	3,300円	5,000円	
A	教育職員免許状授与申請書		細一様式1		○		
B	教育職員検定及び教育職員免許状申請書		細一様式2	○		○	
C	基礎資格等に関する証明書	1	学位又は大学在学等に関する証明書				
		2	基礎となる教育職員免許状の写し又は教育職員免許状授与証明書			○	
			基礎となる教育職員免許状の原本				
			保育士証の写し		○		
		3	医師免許の写し			△	△
		4	あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師免許の写し			△	△
		5	理学療法士免許の写し			△	△
		6	理容師又は美容師免許の写し				△
		7	文部科学大臣の指定する特別支援学校教員養成機関の理療科に係る証明書			△	
8	文部科学大臣の指定する特別支援学校教員養成機関の音楽科に係る証明書			△			
9	文部科学大臣の指定する特別支援学校教員養成機関の特殊技芸科に係る証明書			△			
D	学力に関する証明書		規一様式2の1～2の4	○	△※	△	
E	実務に関する証明書		規一様式3の2第20号様式	○※		○※	
F	人物に関する証明書		細一様式3	○		○	
G	身体に関する証明書		細一様式4	○		○	
H	履歴書		細一様式5	○		○	
I	介護等の体験に関する証明書						
J	高等学校の卒業証明書						
K	最終出身学校の卒業証明書			○			
L	最終出身学校の成績証明書						
M	戸籍抄本			△	△	△	
N	収入証紙貼付用紙		収一様式1	△	△	△	
O	返信用封筒			△	△	△	
P	有効期限を経過した免許状の原本(紛失した場合は教育職員免許状授与証明書)			○	○	○	

注) 表中の「○」は必ず添付する書類であり、「△」は必要に応じて添付する書類である。

「※」は北海道教育委員会から授与された教員免許状の有効期限が超過し、その効力を失効させた者が、北海道教育委員会に対して再授与申請を行う場合に限り、省略可能な書類である。

なお、詳細は、「5 必要に応じて添付する書類(△印)」(129P)を参照すること。

様式番号の記号	
規	… 教育職員免許法施行規則に定める様式
細	… 教育職員免許法施行細則に定める様式
収	… 北海道収入条例施行規則事務取扱要領に定める様式